

フルハーネス型安全帯

平成30年12月26日

会員各位

大田建設業協会 事務局 今岡

墜落制止用器具に係る質疑応答集について(通知)

このことについては、平成31年2月1日以降導入されることとされておりますが、情報が不足しており、誤解や過度の懸念が生じているとのことです。

については、今般、別添の「質疑応答集」が厚生労働省において作成されておりますので、ご一読願います。